

【1994年3月1日】国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正について（答申）

年金審議会

平成6年3月1日

厚生大臣 大内 啓伍 殿

年金審議会
会長 京極 純一

国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正について（答申）

平成6年2月17日厚生省発年第3号をもって諮問のあった標記について下記のとおり答申する。

今回の改正案は、21世紀の高齢社会を展望し年金制度もこれにふさわしい仕組みに見直していくとともに、年金制度の長期的安定と公正・公平な制度の確立を図るため給付と負担のバランスを確保していくことを基本として所要の改正を行おうとするものであり、昨年10月12日の当審議会の意見書におおむね沿ったものとして、これを了承する。

今後、意見書で示した基礎年金の国庫負担、第3号被保険者の保険料負担、パートタイム労働者への厚生年金の適用等の事項については、意見書の趣旨を踏まえ検討を行われない。

なお、60歳台前半の年金の在り方については、若干の委員から、次のような意見があったことを付記する。

働くことが困難な者に対する特例措置や在職老齢年金の改善についてさらに配慮するとともに、雇用保険の失業給付や高年齢雇用継続給付との調整は慎重に検討すること。

次期財政再計算期には、高齢者雇用の状況を踏まえ必要な見直しを行うこと。